

続・埋忠明寿と前銘「城州埋忠作」をめぐる一考察(一)

(1) 明寿をめぐる埋忠一族の検討(上)

飯田 一雄

「城州埋忠作」銘の一連の作刀を埋忠明寿の前銘とみる明寿同人説をめぐって、本誌第二五六号から第二五八号に連載したところ、この拙稿に克明に反駁する小笠原信夫氏からの論文が第二六〇号から第二六二号にわたり寄せられた。

「城州埋忠作」が果たして明寿の前銘作であるか、小笠原氏の説のように明寿の父明欽の作銘であるかを明確に証する決め手は実はいまのところ見いだせない。しかし現時においては、明寿の前銘とみるのが妥当と確信する自説は既述した通りであり、その判定は読者と、この後とも継続し考究される結論に俟つとして、ここでは新たな視点から「明寿と明寿をめぐる人たち」に的をのぼって検討を加え、いささかなりと小論を進めたい。

なお、明寿の作刀を、また鐔の作品をも含めて明寿の「余技」としてとらえようとするのが氏の見解であり、それは戦後に生み出された明寿観の一つの風潮でもある。鍛刀史の流れの中で「新刀

期」という一時代を画した桃山時代、そこで活躍した明寿の彫技をふくめた作刀をみるとき、「余技」としてとらえることに疑問が多い。

これについては『刀剣春秋』第一九八号に詳述した『新刀の祖』埋忠明寿「余技」説への疑問」を本論と合わせて参照下されば誠に幸いである。

三つの資料

確には知られていない部分が多く、これまで研究者間でさまざまな追究がなされながら、異説が多く定説がたてがたいのが実情である。それは史料と資料の類が乏しい上に、人脈が相互に複雑に入りくんでいるからである。

明寿と明寿をめぐる人たちの作品を除いては、三つの資料が残されている。

(一)は『埋忠銘鑑』である。

埋忠家は明寿を頭領とする名流であり、一大流派である。その業務は幅広く、勢力範囲は京を本拠地として次第に武州、播州、長州、肥州、佐州などに分布し、江戸中期から以後は衰退をみるが、江戸前期にわたってはその名声を誇って世に知られたことは、諸書に記されて周知のことである。

明寿をめぐる人たちの明寿との関係と位置は明

いま原本の存否は不明であるが、数種の写本が現存していて原本の内容は大方知ることができ、資料的に高い価値を供している。『埋忠銘鑑』(本阿弥光博氏解説版)によると書写、再書写とおもわれるものは八種に及んでいるという。写本はいずれも大同小異の内容であることは、原本からの書写、あるいは再書写であるから当然として、埋忠家の押形記録であり、控台帳の性格であることが認められる。ときの本阿弥家は光徳、光室の年代に該当し、同家からの発注による名宝類が多く記録され、豊徳時代の両家をはじめ諸大名の蔵刀

が多く、それらの仕事内容の詳細を註記によって
知ることができる。

(二)は「埋忠系図」である。

これには二種があり、①は安永六年六月に埋忠
良久が自書し『新刀弁疑』の著者鎌田魚妙に贈つ
たもので、同書に収められている。②は中島久胤
が良久より三代後の埋忠宗辰から贈られ、その著
『刀剣鑑定歌伝附録』に収載したもので、同書の
自序に「文政十丁亥六月」とあり、この説は『金
工鐔寄』『鐔工譜略』などが踏襲している。

この二種の系図は内容に小異があるが、ほぼ同
様であり、その後の諸書が引用して出典としてい
る。その内容について「信憑度がまったくない」
〔Museum第306号32頁、小笠原信夫氏〕など
とする見方があるが、たとえ後代の埋忠が自家を宣
伝する意図からの創作文がふくまれているにして
も、その多くは三条小鍛冶宗近から始まる系図前
半を指すものであり、後半についても確かに矛盾
し不合理な記述はあるが、あながち否定してかか
るべきではなく、慎重に検討する価値が充分とあ
るはずである。

(三)は、これまでほとんど紹介されずにきている
『刀剣正纂』である。

文久三年に福田顕龍が編述した四部編からなる
二冊本である。顕龍は摂州能勢郡福田庄の出身で
京に住み、本阿弥一流の鑑識家として知られ、同
書の序文で慈翁、後藤一乗、本阿弥光円忠親の名
が見えることから、著者の交際の一端をうかがう
ことができる。顕龍は後にとり挙げる大坂御物七
十三刀の図を写した寿齋本を所持し、また、いま

に伝わることを聞かない本阿弥光瑳が弱年に描い
た刀絵の自筆本を手得し精査していた人であるこ
とは興味深く、その旨を自序に記して知られ
る。『刀剣正纂』の記述内容から著者の見識が高
かったことがうかがえるとともに、みるべきもの
があつて軽視し難い。

記述の一部をはじめて引用したのが『新刀名作
集』であるが、同書の著者は後の書では何故か採
用せず、埋忠系図説に切り替えてしまっている。
戦後は『京都の刀剣』が説の一部を紹介したほ
か、同書をあまり注視したものを見ない。

『刀剣正纂』（福永醇剣氏蔵写本による）は埋
忠家のことを記した典拠が何であつたかは明らか
にしていないが、書きぶりからみて何らかの資料
があつてのことと推察される。埋忠系図は明寿家
からみた自家系図を単に一つの縦の流れとして記
録したものであるが、『刀剣正纂』は明寿の兄と
される重政家、それは元来が嫡家であるべき側か
らも観察しているのが一つの特徴である。

埋忠銘鑑の検討

『埋忠銘鑑』二種を底本にして作品と照合し、
『刀剣正纂』及び埋忠系図を相互に対照しつつ、
明寿をめぐる人々を改めて見直してみよう。

まず『埋忠銘鑑』を仔細に検討するに、作刀ま
た注記、あるいは署名して登載している埋忠一族
は年代の古い順に明寿、寿齋、ほぼ同時期に明真

彦市と与三左衛門明重、次代が与三左衛門、市兵
衛正利の六人である。

明真と彦市は同人であり、与三左衛門と明甫は
同人とみなされ、その子とみられるのが与三左衛
門と市兵衛正利の二人である。

寿齋、明真（彦市）、与三左衛門（明甫）の三
人が別人であることは、正宗の刀に、

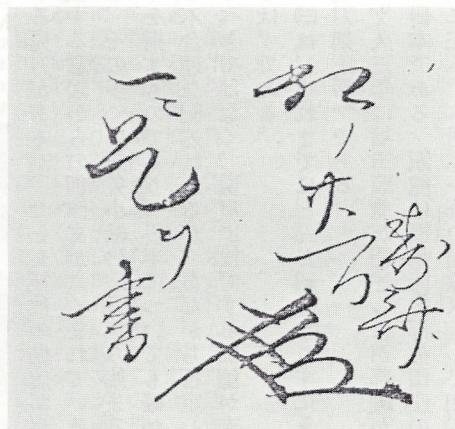
「象眼江戸ニテ明真仕候、光室さま御判、寿齋
慶長十五年三月ニすり上光益より御来ル、京ニテ
金具与三左仕候」
とあることから明白である。

最古の年紀は「埋忠宗吉」の墓図にある「天正
十六年五月」である。細工の注記で最も年代が降
るのは「承応四年三月廿一日」で、これには記名
がないが、注記の様子から明甫であることがわか
る。明甫が与三左と市兵衛に与えた覚書には「万
治三年五月十一日」とあり、また月山近則脇指に
細工の明細と記名を欠くが「万治三八月」と注記
がある。従つて「万治三年八月」を最終年紀とし
て、天正十六年から万治三年までは、七十二年間
ある。『埋忠銘鑑』はこの間の記録手控である。

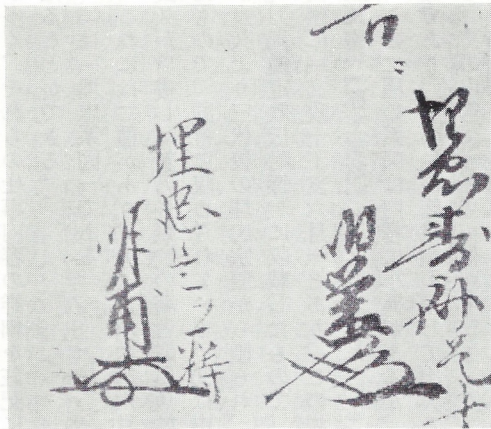
『埋忠銘鑑』からみた仕事量は、寿齋に次いで
与三左衛門明甫、明真彦市、与三左衛門の順であ
り、明寿は僅少である。面白いことに明寿の子と
みられる者は一人も記載がなく、明寿の兄家に当
るとみられる家隆明真と、明寿の弟家にみられる
明栄寿齋家の人たちばかりが記録されている。

恐らく『埋忠銘鑑』の原本は寿齋の手によつて
記録され集成されたであろうとみる。書写した者
に明甫、またその子とみられる与三左がいるので

ろう。「寿斎さま」「寿斎老」といった敬称を用いた仕事の注記を散見するのは寿斎に限り、寿斎の存在価値を一層高める意味あいからも注目されることの一つである。『埋忠銘鑑』は寿斎家を主と



(寿斎花押)



(明栄花押)

した細工手控帳の性格が濃厚であって、正しくは『埋忠寿斎銘鑑』の名が相応しく思われる。

一、明栄寿斎は明寿弟で重隆三男か

『埋忠銘鑑』に登載する六人中、最も注記の多いのが寿斎である。

鑑の製作である金具をはじめ、象眼入れ、刀剣の磨上げ、拵金具の製作、刀身の彫たし、刀剣の掘出しなど多岐多様にわたり、仕事量が最も多く、寛永二十年の晩年には江戸でも磨上げの仕事などに当たっている。寿斎は明寿と最も近く、明寿家とは別家を構成した埋忠家中の実力者の一人である。

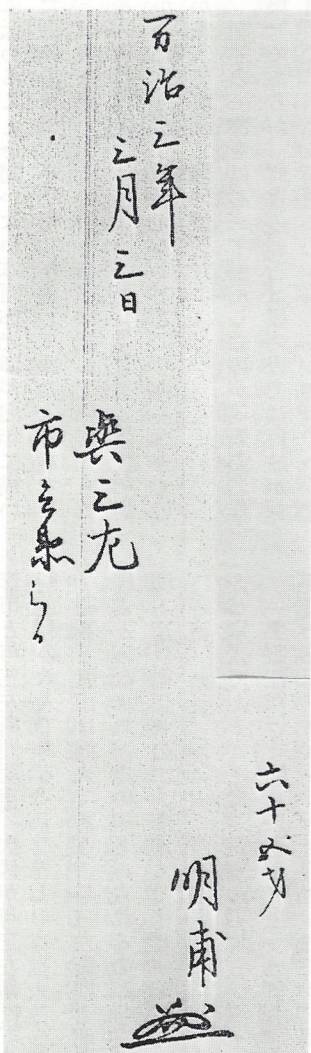
通称は明栄、刀銘に重長と切り、入道して寿斎と号した。明栄は寿斎同人と断定してよい、寿斎自筆の『光徳刀絵図』の奥書に「元和元極月吉日埋忠寿斎是書 明栄（花押）」とあること、この花押が「寿斎（花押）」とあるものと合致することとで立証できる。

重長を寿斎同人とみることは、『埋忠銘鑑』に「埋忠重長」「慶長二年八月」と切った茎図に「寿斎作五腰打申候」と注記があることからきている。重長銘の鉄鐔で数種の銘のものを散見するが、いずれも後代の作で、重長を通称した代数があるらしい。どれも寿斎重長とは別人である。

埋忠系図にある明寿の孫に当り明真の子とする彦右衛門重長なる者が正しく存在したとすれば、これも寿斎重長とは別人である。寿斎を明寿の孫、明真の子と記したものが多く、拙稿もこれを採ったが、この記述は訂正したい。寿斎が仮に明真の子であったとしたら、寿斎は正保・慶安以後に年代が降った人とみなさねばならない。

寿斎の活躍した年代は別表にみるように「慶長二年八月」から「正保四年三月」までの五十年間で、その大半は明寿と同年代である。明真の年代の上限が「慶長十五年三月」であることからみて、寿斎は明真より年代が上る人とみななければならず、寿斎を明真の子とみることはできない。

寿斎は、重隆の子で明寿の弟とみるのが妥当である。後述する事由によって、重隆の三男ではな



(埋忠銘鑑)

彦一寿閑

市兵衛正利

与三左衛門

彦市

明真

明甫

与三左衛門

寿斎

明寿

(埋忠彦一ニ書遺物也)

正保四年十一月埋忠元重歿

(市兵衛どの)

慶安元年九月九日象眼

慶安二年三月十二日象眼

与三左どの

寛永十五年卯月四日象眼

寛永十八年八月五日金具象眼

寛永十九年八月七日四十七歳

万治三年五月十一日

承応四年三月廿一日象眼

(埋忠与三左衛門殿)

寛永十五年正月十一日金具

(寛永六年霜月廿一日)

寛永八年三月七十四歳

天正 15元
文禄 19元
慶長 4元
元和 19元
寛永 9元
正保 20元
慶安 4元
承応 4元
明暦 3元
万治 3元
寛文 3元

天正十六年五月埋忠宗吉
天正十六年九月城州埋忠作

慶長三年八月埋忠明寿

慶長十二年二月

慶長二年八月埋忠重長

慶長十五年三月金具

慶長十五年二月象眼

元和元年九月十六日金具
元和二年十月三日象眼

かつたろうか。与三左衛門は二人いることが確実で、先代の与三左衛門が明甫であろうことは明甫の項で詳述するとして、明甫が次代の与三左・市兵衛に与えた「万治三年三月三日」、及び「万治三年五月十一日」の二つの覚書きの記録から、両者を親子とみることが自然である。通称の与三左衛門が同名であることもそれを裏付ける。

明栄寿斎と明甫を縦に結びつけるよりどころが二つある。一は『埋忠銘鑑』の書写の一人が明甫であり奥書きに自署していることである。前述のように寿斎が原本の筆者とみれば、寿斎に最も近

い明甫が書写することは容易であつたろう。更に明甫の書写本に市兵衛正利が署名していることは、所持者が明甫から正利に移ったことを示すものである。

二は寿斎本『光徳刀絵図』の奥書き「埋忠寿斎是書 明栄(花押)」に次いだ左横に「埋忠是ヲ所持 明甫(花押)」と署名があつて、同書が寿斎から明甫に移ったことが知られる。両者がごく近親だったことは否定できず、寿斎と明甫は親子であらうと思われる。

埋忠嫡家は彦次郎を通称し、重隆明欽―重吉明

寿―家隆明真の三代が用いたとみられるのと同じく、寿斎家の明甫と与三左が同じ通称であることから、明栄寿斎の通称もまた与三左衛門であつた可能性が強い。その名から重隆の三男とみる事由の一つでもあり、与三左衛門は寿斎家代々の嫡男の通称ではなかつたろうか。

はじめ埋忠系図に寿斎の名が出てこないのを不審に思ったが、前記のように埋忠系図は、重政家や寿斎家を全く除いた明寿家のみの系譜であるから、むしろ当然なことと首肯できる。埋忠系図とは埋忠家全体を総じた系図ではなく、埋忠明寿家

系図と解して見るべきであり、さすれば埋忠系図に示された信憑性の部分を照射することができよう。もともと埋忠系図は明寿家の一部の系譜を記したに過ぎないことは言うまでもない。

なお、寿斎重長の茎図の年紀が「慶長二年八月」であり、それより一年後に明寿銘の最古の年紀「慶長三年八月」の太刀が現存する。寿斎より年長であるはずの明寿の作刀の年紀が寿斎より遅れて出てくることに疑問が生じてくる。事由はこれのみによらないが、やはり明寿の作刀は天正期に廻り「城州埋忠作」と「埋忠宗吉」銘を同人とみて、両銘を明寿の前銘とみるのが妥当であることは既に論述した通りである。

寿斎は明栄と同人である。明寿の弟で、重隆明欽の三男とみられ、通称は与三左衛門と推考される。刀銘に重長と切る。

二、彦市明真是明寿の甥であろう

明真是諸書を総合すると、「明寿の子とも弟とも、また甥とも伝え、彦市、彦一、また彦次郎といい、諱を家隆、刀剣と鐔に重義と切り、後年に法橋に叙された」というもので、埋忠家の位置と明寿との関係、及び通称についても諸説が多い。これらについて次に検討を加えよう。

『新刀弁疑』は系図中、家隆の項に、「彦次郎ト云法橋明真と改ム」「明寿カ子法橋明真重義」とある。

『古今鍛冶備考』は明真の項に、「明寿の男七左エ門と号家系には家隆と有、鐔の銘重義と打、寛永比」

重義の項には、

「明寿男彦次郎、後七左エ門と号法橋明真是也、寛永比」とある。

明真を明寿の子とみるのが両書の説である。

明真を明寿の弟とみる説の出所は『刀剣鑑定歌伝附録』である。同書に、

「慶長六辛丑年九月廿三日秀忠公関東御下向に依り御暇乞に（明寿重吉が）参上仕、其節舎弟家隆御供仰付られ関東に下る」とあり、
「其後、右家隆入道明真、重吉嫡子早世に依而嫡家相続」と記述している。

これによれば、家隆即ち明真是明寿の弟で、嫡家である明寿重吉の正統を相続した、ということになる。

明真を明寿の甥とする説は『刀剣正纂』に拠る。

「二十四世重隆ノ長子ヲ重政ト云シカ、早世ニヨリ明寿ニ男ニテ家ヲ継グ、然ルニ重政ノ一子成長シケレバ明寿退キテコレニ嫡家ヲ継シム、即ち家隆ナリ、然レバ弟ニ非ス甥ナリ」

右の三説中、明寿子の説には疑念が多い。

埋忠系図と歌伝附録は、ともに重隆の長子重政の早世を記録しているが、その子については全く触れず、それは寿斎とその子についても同様であって、埋忠家を明寿家一本にしばった一つの流れのみ系図化したことは既に前述した。そこには明寿家後代の人の間に自家の系譜を正統づける

上で明寿家という我田に水を引くの意図が作用していたとみなさねばならず、埋忠家の正系はことごとく明寿家以外の埋忠家中から出てはならないかのようである。諸種の前後関係からみて明寿子の説は採らない。

次に明寿弟の説についてみてみよう。

『刀剣正纂』は明寿の嫡男を元重寿閑と認め、『新刀弁疑』は「彦兵衛は明寿子に疑なし、彦八郎有、明寿の次男三男か」と記述するなど、明寿には複数の子がいたとみられ、後述するように寿閑は明寿の子ではなかるうか。

仮に「家隆明真を明寿の弟として、明寿の嫡男が早世したために嫡家を相続した」とする説は、明寿に男子が一人しかなく早世したか、他に年少の子しかいなかったという前提があつて成立するものといえる。もし嫡男が早世したとすれば、常識的には次男、また三男が嫡家を相続してしかるべきであり、たとえば子が年少であつた場合も親族が見守ることはまゝありうる事例である。明寿の子とみられる寿閑は長命で健在であつたし、わざわざ明寿が弟の明真に嫡家を継がせたこととすれば、その間にはそれなりの事由があつてのこととみねばならない。しかし、その根拠となる事由は見いだせず、明寿の弟説には無理があることみなし、今後弟説を裏付ける確かな資料が出ない限り、いま明真是明寿の甥であるとする説を採る。

明欽から始まる埋忠家嫡流の代々が彦次郎を通称していたことは埋忠系図も、『刀剣正纂』も記述して矛盾がない。彦次郎を通称するのは明欽、明寿、明真の三人である。また後代で通称した者



橘彦次郎銘の鐺

明真の最古の年紀「慶長十五年三月」から彦市の最終の注記「寛永拾五年卯月四日」までは二十八年間がある。

『埋忠銘鑑』でみる限り、明真と同人とみられる彦市以外の人物は記録されていないし、他の資料類にも該当する者が見あたらない。明真の活躍期間が六年しかないとは考えられず、ここに明真と彦市を同人とみる妥当性が生じてくる。

このことは、行光短刀の注記に「明真彦市本り出し（掘り出し）」とあることで、なおいっそう確信を深める。この注記を明真と彦市が別人とみるのはあたらない。同銘鑑の書きぶりからみて、複数の場合は「明寿斎斎兩人にてすり上」とか、「紀三郎殿取出申候、三人して明寿

ほり出し」などと人数をことわり書きすることから、「明真彦市」を一人とみなすのが至当であり、明真と彦市同人説が成り立つといえよう。

彦一を明真同人とするのが諸書の記述であるが、この説は賛成できない。彦一は彦一郎の略称であり、彦市とは別人であろう。彦一とは元重寿閑の通称とみられる。これについては後述する。

『刀剣鑑定歌伝附録』は、

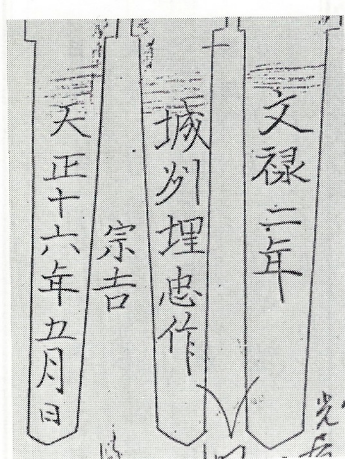
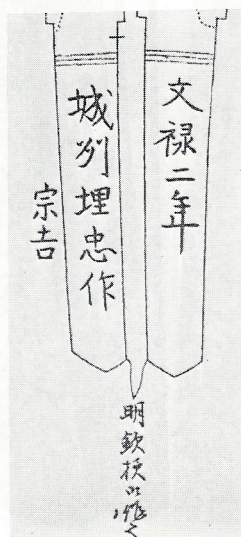
「家隆明真が江戸に下り、台徳院殿（徳川秀忠）へ召出され屋敷を拝領し、法橋に叙された」とし、「関東御扶持人」と記していることは、『埋忠銘鑑』に「慶長十五年三月、象眼江戸ニテ明真仕候」とあることと関連性が認められる。明真は江戸に常住はしなかったが、京との行き来はあつ

て、ある時期は江戸に在住したのであろう。江戸に定住したのは明甫である。

以上から要点を整理すると、明真の諱は家隆、通称は彦市、重隆明欽の長子重政の子とみられ、これによれば明寿の甥にあたる。嫡家を相続してから彦次郎と称した。江戸に屋敷を秀忠から拝領し、のち法橋に叙された。活躍期間は慶長十五年から寛永十五年までのおよそ二十八年間である。（以下次号）

追記

「宗吉」は①城州埋忠銘の注記とされていたが、実は②「天正十六年五月日」の表銘である。



△②別種の『埋忠銘鑑』

▷①『埋忠銘鑑』